

## 第21期第7回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 日時・場所

令和4年10月26日（水）午後1時30分～午後3時  
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

遠藤 実、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、鈴木 学、  
中嶋 義孝、萩野 秀実（8名出席）

#### 専門委員

なし

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：齋藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、山田 美沙登

### 3 議事事項

（1）全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について（報告）

（2）その他

①内水面漁業権の一斉切替について

②雄物川河口におけるひっかけ釣りについて

### 4 開会・あいさつ

#### ○事務局（齋藤）

ただ今より第21期第7回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員8名、欠席委員2名で過半数を超えているため、委員会規程第6条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

それでは、遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

#### ○遠藤会長

お久しぶりでございます。前回6月15日に委員会がありましたが、体調を崩ししておりました。まだ芳しくありませんが、議事を進めていきたいと思っております。今年梅雨がいつ終わったのかわからないくらいに雨が降り続けました。県北部では8月に大雨被害がかなり出たと聞いております。それに併せて、アユもヤマメもダメでした。コロナが始まってからコロナと熊と長雨にやられた3年間でした。このあと、議事に入りますが、内水面漁業権の一斉切替等の今後のスケジュールなど事務局からお話いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

- 事務局（斎藤）  
ありがとうございました。

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

- 事務局（斎藤）  
それでは、議事進行は、遠藤会長にお願いいたします。

## 6 議事録署名委員選任

- 遠藤議長  
議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。
- 事務局（斎藤）  
鈴木委員と萩野委員にお願いしたいと考えております。
- 遠藤議長  
それでは、鈴木委員と萩野委員のお二方、よろしいでしょうか。
- 鈴木委員、萩野委員  
はい。
- 遠藤議長  
よろしく申し上げます。

## 7 議事

### 議題1：全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について（報告）

- 遠藤議長  
それでは、（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について（報告）」について事務局の説明をお願いします。
- 事務局（高橋）  
事務局の高橋が説明させていただきます。  
資料1をご覧ください。  
令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会につきましては、令和4年6月15日に書面で開催されました。  
書面表決の結果、3ページ目の次第にあります議事第1号から第4号までの議案はすべて承認されました。  
4ページにあります第1号議案の「全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正」の改正内容につきましては、今年度から会員の負担金を年間13万円から年間10万円に減額する内容となっております。  
減額理由につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により総会等の書面開催や中止が相次いだことで、繰越金が大幅に増大していることから繰越金の消化を図るため減額されることとなりました。

以上が報告となります。

○遠藤議長

ただいまの報告について、委員の皆さま、質問やご意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

つぎに進みます。

## 議題2：その他

○遠藤議長

つぎに、(2) その他の①内水面漁業権の一斉切替について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(山田)

事務局の山田が説明いたします。

内水面漁業権の一斉切替についてと書かれた資料をご覧ください。

初めに、漁業権の種類と本県における免許状況についてご説明します。漁業権とは、行政庁の免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利で、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3種類があります。

本県の内水面で免許されているのは、共同漁業権のうちの第五種共同漁業権のみで、21の内水面漁業協同組合に対して27件の漁業権が免許されています。

次に、免許の存続期間についてご説明します。現在の免許は、令和5年12月31日に期間が満了となりますので、新たに内水面漁場計画を策定し、漁業権を免許することとなります。次期共同漁業権の免許は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

続いて、免許に係る手続きについてご説明します。

免許に当たっては、内水面漁場計画の作成・公示、免許申請受付、漁業権免許の流れで進めていきます。

漁場計画の作成・公示について、内水面漁場計画とは、知事はその管轄する内水面について水産資源の持続的な利用を図るために定めるものです。内水面漁場計画の作成に当たっては、漁業権に関する利害関係者からの意見を聴くとともに、内水面漁場管理委員会の意見を聴くことが法により定められています。

漁業法の改正により、漁場計画作成時において適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置及び区域、漁業の種類等が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権を設定することとなっています。要するに、計画を作成する時点で、漁業関係法令の遵守や資源管理等にしっかり取り組んでおり、操業が可能な期間を相当程度利用している漁業権については、ほぼ同じ内容で新しい内水面漁場計画に組み込むということです。

また、裏を返せば、法令に従っていない等の現況がある漁業権については、漁場計画に組み込まないということになります。漁業法では、第五種共同漁業権の免

許を受けた者には増殖義務が課せられますが、増殖義務を果たしていないところ、漁場管理を行っていないところは、新しい漁場計画に組み込みません。県としても、義務を果たしていない場所に漁業権を設定すると、県そのものが法令に違反することになってしまいますので、この点についてはきっちりと対応することとします。

内水面漁場計画を作成したときは、その内容と、漁業の免許予定日及び申請期間を公示します。漁協は、公示された内水面漁場計画について、総会を開催し、免許申請を行うかどうか、また、申請する場合は、当該計画の漁業権行使規則及び遊漁規則について決議し、申請期間内に必要書類を知事に提出しなければなりません。

漁協からの申請を受けた後は、適格性等について審査し、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で漁業権を免許することとなります。

資料下部に、免許切替のスケジュールを載せております。項目のうち、灰色で塗りつぶしている部分が、内水面漁場管理委員会が関連する手続きです。また、漁業法改正により、これまでと変更になった手続きが、利害関係者への意見聴取です。これまでの漁業権切替においても、免許の過程において漁協や河川管理者等に意見を聴き、調整を行ってきました。今回からは、漁場計画の素案をインターネット等で公表し、パブリックコメントのような方式で、知事が、利害関係者から意見を聴き、その意見について検討し結果を公表する必要があります。

また、十和田湖の第五種共同漁業権について、資料には記載しておりませんが、口頭でご説明させていただきます。十和田湖ではひめます漁業を主として、農林水産大臣により免許されていますが、こちらも存続期間が令和5年12月31日で満了となります。十和田湖の漁業権は、これまでは青森県と秋田県の県境が決まっていなかったことから、国が免許していましたが、県境が確定したことにより、今後は秋田県と青森県で免許を行うこととなりました。このことについて、青森県との協議の結果、令和6年1月1日から令和15年12月31日の事務は青森県が担当すること、その次の令和16年1月1日からの事務は秋田県が担当することが決まりました。公聴会等のスケジュールについては、青森県との調整の上で決定する予定です。

○遠藤議長

漁業権一斉切替の内容について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

漁業権の切替のスケジュールについて、令和4年度の分について各種の調査やヒアリング等を行うと書かれているが、進んでいますか。

○事務局（山田）

現時点では、具体的に取り組んでいませんが、これから各漁協と調整を行う予定になっております。

○遠藤議長

まだ現在の 21 漁協 27 漁業権についてそのまま切替になるかどうかははっきりしていない段階ということですね。

○事務局（山田）

はい。

○遠藤議長

令和 5 年度の 4 月から説明会等するべきことがかなりの量になると思います  
が、頑張っていたきたいと思います。

十和田湖の漁業権の切替事務については次の令和 16 年からの漁業権について  
秋田県が担当するという事によろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○遠藤議長

他に質問等ありますでしょうか。

○中嶋委員

ヒアリングや調査等についてどのように行うのでしょうか。

○事務局（山田）

ヒアリングについては 1 つの漁協ずつで詳しく聞きたいと考えています。

○菊地委員

ヒアリングに関連して、中嶋委員のおっしゃるとおり、冬場のため移動も大変  
です。また水系ごとの協議会もあるので、それらを活用して、単体ではなく水系  
ごとにヒアリング等を行うことを検討することをおすすめします。

○遠藤議長

中嶋委員と菊地委員のおっしゃるとおり、奥まった地域の方もいらっしゃるの  
で、水系ごとのヒアリング等にするなど、事務の効率化を図っていただけたらと  
思います。

そのほかに質問等ありますでしょうか。

次に移ります。

続いて、②雄物川河口におけるひっかけ釣りについて、事務局から説明を願  
いします。

○事務局（藤田）

事務局の藤田が説明いたします。よろしくお願ひします。

まず、ひっかけ釣りについて説明させていただきます。

ひっかけ釣りは、がらがけやギャング釣りと言われることもありますが、正式  
にはひっかけ漁法と分類されるものです。

ひっかけ釣りと言われるように、一般的な釣りと同様に、釣竿、釣り糸、釣り  
針を使用するものがほとんどですが、一般的な釣りとは異なるのは、エサなどで魚  
を誘引して、魚がエサを食べようとする動作によって針に掛かる受動的な漁法が  
一般的な釣りであるのに対し、ひっかけ漁法はエサなどで魚を誘引せずにエサを  
食べようとする魚の動作とは関係なく、釣竿を大きくしゃくるなどして針を魚に  
引っかけて魚を捕らえる能動的な漁法をいいます。

このようなひっかけ釣りは、漁獲能力が非常に高く、また、針を魚に引っ掛けようとする行為によって魚に傷がつくことがあり、水産資源への影響が極めて大きいものであるため、秋田県では内水面においてアユ以外の水産動植物をひっかけ漁法で捕ることを秋田県漁業調整規則の規定によって明確に禁止し、違反者には罰則を適用することとしています。

次に、雄物川河口におけるひっかけ釣りの状況についてです。

申し上げたとおり、ひっかけ漁法については漁業調整規則の規定によって禁止しておりますが、ここ数年、県の水産漁港課には漁業者や一般の遊漁者から雄物川河口の内水面でスズキのひっかけ釣りをしている者がいるといった通報や捕れたスズキを見たらひっかけ釣りであったと思われる傷があったといった苦情が寄せられています。

また、警察にも同様の通報があるほか、マナーを守らない釣り人によるトラブルについての情報が届いているようです。

こうした状況から、水産漁港課と管轄の警察署は、ひっかけ釣りに関する情報を共有し、連携して取締りを行うなどしており、悪質な者については検挙を視野に入れて取り組んでいるところですが、取締員や警察官が駆けつけると行為をやめる、目立たないように釣竿をしゃくる、誘引に見せかけるためルアーのようなものをつける、時間帯を変えて違反をするなど、違反者の手口も巧妙化しており、対応に苦慮しているところです。

なぜこのような違反が行われるのかと考えると、捕ったスズキが売れるから、ということになりますが、規則に違反して捕った一部の水産動物を販売する行為は違反行為に当たるものの、現状では、ひっかけ漁法で捕ったスズキを売ることについては違反としていないため、罰則も適用されないため、こうしたことも違反が行われる要因のひとつではないかと考えます。

雄物川河口内水面におけるひっかけ釣りについてはこのような状況となっており、ひっかけ釣りに関する通報や苦情、情報提供については、主にスズキについてのものになりますが、現在、サケの遡上の時期を迎えており、たとえスズキを狙ったものだとしても、サケに針がかかってサケが捕れる、あるいは、サケに傷がつくといった状況も考えられます。

過去には雄物川鮭増殖漁業生産組合から、ウライで確保した親魚の中に体に傷のある個体がいる、という情報が寄せられたこともありました。

サケにも被害が出るような状況があれば、委員会指示あるいは漁業調整規則の改正など、対策が必要となることも考えられますので、今回の内水面漁場管理委員会で報告させていただきました。

ルールを守って釣りをする人に影響が出るようなことがないようにしたいと考えておりますが、何か有効な対処方法がありましたら御教示いただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○遠藤議長

雄物川河口におけるひっかけ釣りについて、委員の皆さま、質問、意見はござ

いませんか。

○伊藤委員

かなり聞く話です。公共マナーの悪く、魚を販売したりして、ひっかけ釣りする人がいるということで、雄物川河口だけでなく、最上川河口にもいると聞いております。取締りが難しいという話も何十年と聞いております。サケ・マスの時期は河口周辺は釣り禁止になってると思いますので、県も取締を強化していただけたらと思います。

また釣り具店でも秋田県内でひっかけ釣りする人には道具を売らないと徹底しているお店もあります。また警察と連携して、徹底して取締りすることも抑制になると思います。

SNS等を見ると、河口での釣り自体が禁止されるのではないかという噂を見ましたが、実際検討されているのでしょうか。

○事務局（藤田）

実際にSNS等でそういった噂を聞いたと問い合わせしてこられた方がいましたが、現時点では県でそういう検討はしておりません。

○伊藤委員

正直申しますと、マナーを守って釣りをしている方もいます。あの場所は初心者がスズキを釣りやすい場所になっています。あの場所を完全に禁止になると、釣り業界に携わるものとしては心苦しい。あのサイズの魚が釣れるということには夢がある。よい落としどころがあれば思っております。

○鈴木委員

子吉川河口から9km地点くらいまではスズキが釣れることを確認しております。子吉川水系漁協ではスズキ釣りの遊漁者には河川管理をしているので、漁業権の対象魚種ではないが、一般券でもよいので買ってくださいと数年前からお願いしている。

○遠藤議長

遊漁券を買ってもらうのはおかしいと思う。ひっかけ釣りについて禁止されているが、河川でもひっかけ釣りされてる方がいるのでしょうか。

○鈴木委員

河川でひっかけ釣りをされてる方はいません。すべてルアー釣りされています。

○遠藤議長

スズキの河川内でのルアー釣りについて、内容魚種には入っていませんが、川に登ってくるスズキを内容魚種にしている例はあるのでしょうか。

○委員

無いと思われま。

○遠藤議長

通常の釣りの形態で河川内でスズキを釣るということはやられている。それについてはどうしようもない。あくまでも河口域が現在問題になっていると思うので、警察と連携して取締りをしてほしい。

漁具そのものはいかり針を使ってると思いますが、売っていますよね。

○伊藤委員

私からはどことは申し上げられませんが、ギャング針しかりカニ籠などを売っている釣り具店もあるので、そういう店を無くすことが大事だと思います。

雄物川についてスズキが溜まりやすい場所があり、そういう場所でひっかけ釣りをしている。スズキが群れで休んでるところにひっかけ釣りをしているの、そういった場所を部分的に禁漁区にするのが良いかもしれません。

○中嶋委員

そういう場所は内水面になりますよね。河口でスズキを釣りながら、サクラマス釣っている人にスズキを釣っていると言われればわたしたちは何も言えない。

○遠藤議長

スズキを狙っていて、サクラマスが釣れる可能性はあるのでしょうか。

○伊藤委員

時期によって可能性はありますが、確率は低いと思われます。ただゼロではありません。

○鈴木委員

夏場でサクラマスが泳いでいるときにスズキも来ている。ルアー釣りをやっていたらわかるはずだが、絶対に引かない。あくまでもスズキを釣っているんだと言っている釣り人の方はいます。

○鈴木委員

ひっかけ釣りをしている方は返しがついている針を使っているのでしょうか？

○伊藤委員

返しはついていません。針自体が大きいので、返しがなくても取れる心配が少ないですね。

なかなか難しいですが、生物自体を獲ることを禁止する手はあります。内水面なのでスズキに関してさけ、ますでくくと抑制はできない。

○中嶋委員

歳にとって、悪い釣り人が減っている。

○伊藤委員

ご年配の方がやっている印象はあります。

○中嶋委員

比内町漁協の管轄でも3人ほどマナーの悪い遊漁者がいたが、歳をとって今は1人になってしまった。

○萩野委員

河口を全面的に禁漁区に設定することはできないのか。

○遠藤議長

河口域について制限はありますか。

○事務局（斎藤）

今の時期ですと、河口から半径1 kmでさけを獲ってはいけないと漁業調整規則で決められています。



○遠藤議長

網を使って、さけを採捕する遊漁者はいませんよね。

○事務局（斎藤）

雄物川の河口で投網を使って採捕している方がいると聞いたことはありますが、確認はしておりません。

○萩野委員

河口から1 kmまでを禁漁区にすればスズキもサクラマスも釣ることができなくなる。

○事務局（斎藤）

もし河口域もしくは河口から1 km上流までを禁漁区にするとすれば、いきなり漁業調整規則を改正することは難しいので、まずは内水面漁場管理委員会の委員会指示で規制を続けて、その後漁業調整規則に盛り込むことが考えられる。ただ、伊藤委員がおっしゃるとおりマナーを守って釣りをしておられる遊漁者の方に不利益が及ぶので、慎重に判断する必要がある。

○伊藤委員

基本的に抑制して、その先にどうしていくか。見回りがいちばん効くとは思いますが。

○遠藤議長

警察と県の取締りとで連携して見回りをしていくということになるが、夜中もやることになる。

○中嶋委員

こういうことをやる人は朝方や暗くなってきて監視員が来ない時間帯に狙ってやる人はいる。見回りにも限界がある。

○遠藤議長

今はドローンなどのいろんな機械があるので、そういうものを利用して取締りをしていけばいいと思う。

○事務局（斎藤）

県ではドローンの導入を検討しており、複数の職員が先日研修を受けました。いまのドローンは安くても赤外線が付いたドローンもある。プログラムにしたがって飛ばせることができ、木の裏側等の場所に人がいるかどうか分かる。カメラやスピーカーなどもつけることができる。

○遠藤議長

他に何か質問ありますか。

無いようですので、次に進みます。

## 8 その他

○遠藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことなど何かありませんか。

○青谷委員

ブラウントラウトについて、前回の委員会で振興事業の一環としてカワウの被害状況の調査やブラウントラウトをウライで駆除する等の話がありましたが、実施されていますでしょうか。また内水面漁連のHPを見ますと、ブラウントラウトの採捕についてコメントが載っておりました。冬場のイワナヤマメの禁漁について、釣り人へのお願いとして掲載されていました。7月下旬に観察会にて訪れた雄物川の支流にてブラウントラウトが繁殖している、相当な数がある、イワナヤマメに影響がありそうで、とても心配しているとのお話を公共の職員から聞きました。

外来生物対策をされているとは思いますが、ブラウントラウトはカワウやウシガエルとは違うものと考えられます。カワウはいま問題になっているホンドジカやイノシシなどと同じように自力で分布域を広げることができるが、オオクチバスやブラウントラウトは人の手によって放流されなければ分布域を広げることができない。横手川でブラウントラウトが釣れることが全国的に知れ渡ったいま、現時点での生息域での駆除も大切ですが、いま全くいないところに放流されることのほうが危惧されると考えられます。一刻も早くブラウントラウトの放流の規制をするべきだと考えます。山梨県や岩手県でもブラウントラウトに関して委員会指示で規制されております。一刻も早く放流禁止事項を設定してほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○遠藤議長

ブラウントラウトの密放流について、ブラックバス等は委員会指示が出ておりますが、全国的に有名になってしまったブラウントラウトの対策について県として考えていることはあるか。

○事務局（高橋）

今年度、ウライを製作して駆除活動に活用する予定であったが、製作が間に合わなかった。来年度から運用し始める予定です。駆除自体は昨年同様各漁協に委託し、行う予定です。

○青谷委員

2003年にオオクチバス等について再放流禁止の委員会指示が内水面漁場管理委員会から出ていたと思います。あのとき既に県内では蔓延しており、かなりの池や沼に侵入しておりました。ただ、オオクチバスはいったん池に入りますと、その池はすべて食われますが、池は閉鎖系の水面ですので、それ以上は拡がりません。しかし、ブラウントラウトは開放系の河川で繁殖するので、いったん上流に入れば水系全体に拡がる可能性がある。こういった観点からブラウントラウトが現時点でいない河川に放流されたときの恐ろしさを考えると、県はどのように対応していくのかを聞きたい。

○事務局（斎藤）

ブラウントラウトは産業管理外来種として指定されております。横手川ではかなりのブラウントラウトが蔓延しており、隣県の岩手県の漁協も駆除を視察に来ていたことを記憶しております。県内のブラウントラウトの分布状況については横手川はもちろんですが、米代川水系の上流部で確認されました。小さい個体も

確認しているので、再生産していると思われます。子吉川水系では小さい個体は確認しておりませんが、いることは確認しております。駆除を続けて再生産をさせないように努めていきたいと考えています。

○青谷委員

駆除については理解しましたが、いま名前が挙がらなかった河川等でも増えている場所を聞いております。情報として確認していただけたらと思います。

○阿部課長

委員からご提案があったことについて、県としても把握し切れてない部分がありますので、後ほど情報提供していただけると幸いです。他県の情報等を収集しながら、必要な措置はとらないといけないと考えていますので、よろしく願います。

○菊地委員

今年度から始まりました内水面振興事業でブラウントラウト対策について 670 万の予算が付いていたと思いますが、来年度も継続して予算を付けて駆除対策をするということでしょうか。

○阿部課長

いまのところ、予算要求をして、来年度も継続的にブラウントラウト対策をつづけていくつもりです。

○菊地委員

ウライについては設計・製作が今年度で終わり、来年度は本格的にウライを使って駆除活動をするということですね。

○事務局（高橋）

はい。

○遠藤議長

そのほかございませんか。事務局からは他にありませんか。

○事務局（斎藤）

1点報告いたします。県の9月補正で事業がひとつ決まりましたので、ご報告します。コロナやウクライナ情勢の影響として養殖用の飼料が高騰しております。その影響で放流用種苗の養殖業者からかなり厳しいとのお話を伺っております。それに対応した形で飼料の高騰分の半分程度を目安に補助する事業を立ち上げました。具体的にはアユ種苗 1 kg あたり 580 円、イワナ千尾あたり 2,320 円、ヤマメ 2,240 円、サクラマス 3,320 円となります。今後種苗生産業者に通知する予定です。元々放流用種苗の単価が低く設定されていることから種苗生産業者からは単価を上げて欲しいという話を聞いております。しかし、その種苗を買う内水面漁協との調整が難しい状況です。まず今年度、来年度分の放流用種苗に対しての補助が決まりましたのでご報告します。

○荻野委員

種苗生産者として感謝を申し上げます。いま円高の状況で先行きも不透明です。内水面漁協との会合も今後ありますので、がんばっていききたいと考えています。

## 9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第7回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了